

パブリックコメント手続実施要項

素案の名称	箕面市における投票区・投票所の見直し案(素案)
パブリックコメント手続実施の目的	<p>選挙権は、基本的な権利であり、選挙は、最も重要な政治参加の機会であるとともに民主主義の根幹をなすものであるといわれています。</p> <p>その政治参加をさらに進めるには、有権者の皆さんが投票に行っていたきやすい環境を整えることが求められています。</p> <p>そのため、国では公職選挙法の改正によって期日前投票制度の創設や投票時間の延長など投票しやすい環境づくりが進められてきたところです。</p> <p>この度、市選挙管理委員会では、投票にかかる環境整備の一環として「身近さ」と「バリアフリー」をキーワードに投票区・投票所の見直しを行うこととしました。</p> <p>この見直し(素案)をよりよいものとするため、皆さんに関係資料とともに公表し、次のとおり意見を募集します。</p>
実施部局名	選挙管理委員会事務局
問い合わせ先	選挙管理委員会事務局 電話:072-724-6763(直通)
公表内容	<p>箕面市における投票区・投票所の見直し案(素案)</p> <p style="text-align: center;">同 一覧表</p> <p style="text-align: center;">同 新旧対照表</p>
素案の閲覧方法と閲覧場所	<p>(1)市ホームページ</p> <p>(2)選挙管理委員会事務局(箕面市役所 別館5階 56番窓口)</p> <p>(3)行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階 14番窓口)</p> <p>(4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所</p> <p>(5)中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館</p> <p>(6)桜ヶ丘図書館、萱野南図書館、西南図書館</p> <p>(7)みのお市民活動センター</p> <p>※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで</p> <p>※(5)～(7)は、各施設の開館日、開館時間中</p>
意見等の提出期間	平成22年(2010年)1月5日から2月4日まで(郵便の場合は2月4日必着)

意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 選挙管理委員会事務局)</p> <p>(3) ファクシミリによる送付(ファクス番号:072-724-6010)</p> <p>(4) 電子メールによる送付(メールアドレス: senkan@maple.city.minoh.lg.jp)</p> <p>※ 閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	(1) 本市にお住まいのかた
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所</p>
提出された意見等の公表方法	<p>お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市選挙管理委員会の考え方と対応も含めて、「素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。</p> <p>なお、ご意見を提出いただいた方への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p> <p>また、個人情報については他の目的で利用することはありません。</p> <p>公表時期:ご意見に対する市の考え方については、平成 22 年(2010 年)2 月中を予定しています。</p>